



2024年6月25日

各位

会社名 美津濃株式会社  
代表者名 代表取締役社長 水野 明人  
(コード番号: 8022 )  
問合せ先 執行役員経理財務担当 村上 喜弘  
(TEL 06-6614-8465)

(訂正)「譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分に関するお知らせ」の一部訂正について

2024年6月21日に発表いたしました「譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分に関するお知らせ」において、記載事項の一部に誤りがありましたので、下記のとおりお知らせいたします。

なお、訂正箇所には下線を付しております。

1. 訂正の理由

「譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分に関するお知らせ」の公表後、記載内容に一部誤りがあることが判明しましたので、訂正を行うものであります。

2. 訂正の内容

1. 処分の概要

(訂正前)

(1) 処分期日	2024年7月19日
(2) 処分する株式の種類及び数	当社普通株式 <u>11,281</u> 株
(3) 処分価額	1株につき 8,090円
(4) 処分総額	<u>91,263,290</u> 円
(5) 処分先及びその人数並びに処分株式の数	取締役(社外取締役及び監査等委員である取締役を除く。)4名 5,677株 取締役を兼務しない執行役員 <u>9</u> 名 <u>5,604</u> 株

(訂正後)

(1) 処分期日	2024年7月19日
(2) 処分する株式の種類及び数	当社普通株式 <u>10,683</u> 株
(3) 処分価額	1株につき 8,090円
(4) 処分総額	<u>86,425,470</u> 円
(5) 処分先及びその人数並びに処分株式の数	取締役(社外取締役及び監査等委員である取締役を除く。)4名 5,677株 取締役を兼務しない執行役員 <u>8</u> 名 <u>5,006</u> 株

## 2. 処分の目的及び理由

(訂正前)

(～前略～)

今回は、本制度の目的、当社の業績、各対象取締役等の職責の範囲及び諸般の事情を勘案し、各対象取締役等の更なるモチベーションの向上を目的といたしまして、金銭報酬債権合計 91,263,290 円 (以下「本金銭報酬債権」といいます。)、普通株式 11,281 株を付与することといたしました。また、本制度の導入目的である株主価値の共有を中長期にわたって実現するため、今回につきましては、譲渡制限期間を 10 年としております。

本自己株式処分においては、本制度に基づき、割当予定先である対象取締役等 13 名が当社に対する本金銭報酬債権の全部を現物出資財産として払込み、当社の普通株式 (以下「本割当株式」といいます。) について処分を受けることとなります。

(訂正後)

(～前略～)

今回は、本制度の目的、当社の業績、各対象取締役等の職責の範囲及び諸般の事情を勘案し、各対象取締役等の更なるモチベーションの向上を目的といたしまして、金銭報酬債権合計 86,425,470 円 (以下「本金銭報酬債権」といいます。)、普通株式 10,683 株を付与することといたしました。また、本制度の導入目的である株主価値の共有を中長期にわたって実現するため、今回につきましては、譲渡制限期間を 10 年としております。

本自己株式処分においては、本制度に基づき、割当予定先である対象取締役等 12 名が当社に対する本金銭報酬債権の全部を現物出資財産として払込み、当社の普通株式 (以下「本割当株式」といいます。) について処分を受けることとなります。

## 4. 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

(訂正前)

割当予定先に対する本自己株式処分は、本制度に基づく当社の第111期事業年度の譲渡制限付株式報酬として支給された金銭報酬債権を出資財産として行われるものです。処分価額につきましては、恣意性を排除した価額とするため、2024年6月20日 (取締役会決議日の前営業日) の東京証券取引所プライム市場における当社の普通株式の終値である8,090円としております。これは、取締役会決議日直前の市場株価であり、合理的で、かつ特に有利な価額には該当しないものと考えております。

(訂正後)

割当予定先に対する本自己株式処分は、本制度に基づく当社の第112期事業年度の譲渡制限付株式報酬として支給された金銭報酬債権を出資財産として行われるものです。処分価額につきましては、恣意性を排除した価額とするため、2024年6月20日 (取締役会決議日の前営業日) の東京証券取引所プライム市場における当社の普通株式の終値である8,090円としております。これは、取締役会決議日直前の市場株価であり、合理的で、かつ特に有利な価額には該当しないものと考えております。

以 上